

Feb.20.2015

番号制度導入に伴う準備状況



川口市情報政策課長

大山水帆

Mizuho Ooyama

【今年度すべきこと】

- 庁内体制
- 特定個人情報保護
- 特定個人情報保護評価（PIA）
- 条例改正
- 事務の洗い出し
- 個人番号カードの交付準備
- 情報連携について
- 今後の作業

アクションプランへの対応

A-1. 推進体制調整

求められる対応

番号制度対応に係る推進体制が組成されていること

体制のメンバー全体に推進体制が説明され、了承を得ていること

未実施団体の対応

担当課の決定だけでなく、全庁的な情報共有や検討体制の整備が望まれる。

A-3. スケジュールの把握 対応スケジュール検討

求められる対応

マイルストーンについて理解していること

対応スケジュール案(番号制度において対応すべきシステム改修及びシステム改修の開始日・終了日を定義)が策定されていること

未実施団体の対応

番号制度対応に係るスケジュールを把握し、各作業に係る開始・終了日時を設定する。
また、開始・終了日時は、詳細な対応事項の検討を行ったのち、見直しを行う。

A-4. 番号利用事務の特定

求められる対応

番号制度により個人番号及び特定個人情報の取扱いが生じるすべての事務を特定する。

未実施団体の対応

番号法別表第一及び別表第一主務省令で規定されている事務・事務手続が、団体で行われている事務のどれに該当するか整理・把握する。

該当業務のシステムの有無、他団体との連携頻度などを確認する。

A-5. 各種連携テスト実施 方針確認

求められる対応

地方公共団体において実施する「機構との連携テスト」、「総合テスト」、「総合運用テスト」の実施範囲及び実施時期の把握。

未実施団体の対応

- ①機構との連携テスト
平成27年4月～10月
 - ②総合テスト
平成27年10月～平成28年6月
 - ③総合運用テスト
平成28年7月～平成29年6月
- テスト全体方針書(ドラフト版)第1.10版参照

アクションプランへの対応

E-1.事務の見直し

求められる対応

個人番号の利用開始及び情報連携開始後の事務の変更に向けた検討を行う

未実施団体の対応

- ①システムの画面の変更
 - ②帳票・様式の変更
 - ③事務のプロセスの変更に関する内容を把握する。
- また、団体内における番号取扱事務(個別手続)について、現行の業務フローと変更後の業務フローが作成されていること

F-1.データ標準の確認

求められる対応

データ標準の確認を実施

未実施団体の対応

データ標準の確認を実施し、既存業務システムのデータ項目との合致を確認する。
デジタルPMOのテクニカルサポート等への問い合わせを実施し、不明点が解消されていること

I-1.特定個人情報保護評価の仕組みの理解

求められる対応

特定個人情報保護評価の仕組みについて、「特定個人情報保護評価の概要」及び「特定個人情報保護評価の解説」等を確認し、制度の趣旨、評価の対象、実施手続等を理解する。

未実施団体の対応

「特定個人情報保護評価の概要」及び「特定個人情報保護評価の解説」等を確認し、

- ①管理計画書の作成
- ②しきい値判断を行った上で基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価が必要なこと
- ③要件定義もしくはパッケージの適用までに評価の公表まで完了することを理解する。

J-1.条例の見直し・検討

求められる対応

各種条例に係る趣旨を把握し、団体内にて各種条例の制定・改正の要否を確認し、条例の制定・改正が必要と判断した場合には、該当条例に係るスケジュールを策定する。

未実施団体の対応


番号制度導入に伴い制定・改正する必要がある条例は、

- ・番号法第9条第2項に基づく条例
- ・番号法第19条第9号に基づく条例
- ・番号法第18条に基づく条例
- ・番号法第31条に基づく個人情報保護条例の改正
- ・庁内連携等による添付書類削減のための条例の改正
- ・住基ネット利用条例の改正があることを理解し、条例改正の準備を行う。

特に庁内連携による利用条例は基礎自治体ではすべて必要となる

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）について

番号法のガイドラインの位置付け

- 特定個人情報保護委員会：個人番号を取り扱う者（行政機関・地方公共団体・民間事業者）に対する、指導・助言、勧告・命令、報告徴求・立入検査の権限
- こうした権限の下、番号法の運用の統一性、法適合性を確保するため、ガイドラインを策定  特定個人情報の適正な取扱いを確保

ガイドラインの内容案・作成スケジュール

- ガイドラインは、民間事業者向け、行政機関・地方公共団体向けに作成
- ガイドラインには、次のような記述を盛り込む予定
 - i) 番号法の条文の内容を分かりやすく記述
 - ii) 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため最低限守るべき事項を記述
 - iii) 必要に応じ、より万全な対応を行うことが望ましい事例や条文の理解を助けるための事例等を記述
- 3つの検討会（民間事業者、関係省庁、地方公共団体）を設け、関係者の意見を聴取しつつ、秋口を目途に策定予定

4

「しなければならない」及び「してはならない」
従わなかった場合、法令違反と判断される可能性
「望ましい」

行政機関等又は地方公共団体等の規模及び事務の特性に応じ対応することが望まれる

安全管理措置（講ずべき安全管理措置の概要）

講ずべき安全管理措置の項目

- A 基本方針の策定
- B 取扱規程等の見直し等
- C 組織的安全管理措置
 - a 組織体制の整備
 - b 取扱規程等に基づく運用
 - c 取扱状況を確認する手段の整備
 - d 情報漏えい等事案に対応する体制の整備
 - e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
- D 人的安全管理措置
 - a 事務取扱担当者の監督
 - b 事務取扱担当者の教育
- E 物理的安全管理措置
 - a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
 - b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
 - c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止
 - d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄
- F 技術的安全管理措置
 - a アクセス制御
 - b アクセス者の識別と認証
 - c 不正アクセス等の防止
 - d 情報漏えい等の防止

ガイドラインに示す安全管理措置の項目以外にも、保有する特定個人情報等の性質、情報漏えい・滅失・毀損等による影響等の検討の結果に基づき、情報漏えい等事案の未然防止及び検知並びに事案発生時の拡大防止等の観点から、適切に判断してください。



組織的安全管理措置



人的安全管理措置

基本方針
の策定



組織

取扱規程等
の策定



物理的安全管理措置



技術的安全管理措置

特定個人情報ガイドラインへの対応

1. システム監査体制の強化

特定個人情報保護評価書には、そのリスク対策としてシステム監査が求められている。

- ・規定の遵守性の確認、記録に残すこと

2. 特定個人情報保護研修の実施

管理職・一般職員

- ① 番号法逐条解説の配布
- ② 特定個人情報保護研修の実施
- ③ 特定個人情報保護ガイドラインの研修

3. 別添の対策基準に対する対応

- ・満たしていることが求められる

条例改正の対応

各地方公共団体における条例改正について

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく条例

- 番号法に定められていない地方公共団体の独自事務の処理に利用する場合
- 番号法に定められた利用事務の処理について庁内連携を行う場合
- 地方公共団体の独自事務の処理について庁内連携を行う場合

2. 番号法第19条第9号に基づく条例

- 同一地方公共団体内における他の機関へ特定個人情報を提供する場合

3. 番号法第18条に基づく条例

- 個人番号カードについて、市町村の機関が地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務で利用する場合

4. 個人情報保護条例の改正

- 番号法第31条（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）に基づく改正
- 番号法第29条（行政機関個人情報保護法等の特例）又は第30条（情報提供等の記録についての特例）を踏まえた改正 等

5. 庁内連携等による添付書類削減のための条例の改正

- 地方公共団体が条例で定める独自事務において添付書類の提出を求めている場合に、庁内連携等によりこれを不要とする場合

6. 住基ネット利用条件の改正

- 庁内連携のため、団体内統合宛名システムに本人確認情報を保存し、各事務に活用する場合（条例において当該事務を特定する必要あり）
- 地方公共団体の独自利用事務の処理に際し本人確認情報を利用・提供する場合（全国47都道府県での制定を想定）

1. 番号法第9条第2項に基づく条例

- ・庁内連携条例(全自治体で必要)
- ・独自利用条例(全自治体で必要)

2. 個人情報保護条例の改正

項目	格否
目的外利用	個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるときのみ、目的外利用を認めるようにする。
提供	提供が認められる場合を番号法と整合するようにする
開示・訂正・利用停止	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。
利用停止	利用停止を請求することができる場合として、番号法違反の場合を追加するようにする。
開示	開示手数料の減額・免除を認めるようにする。 他の法令による開示の実施との重複を認めるようにする。

番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定イメージの活用

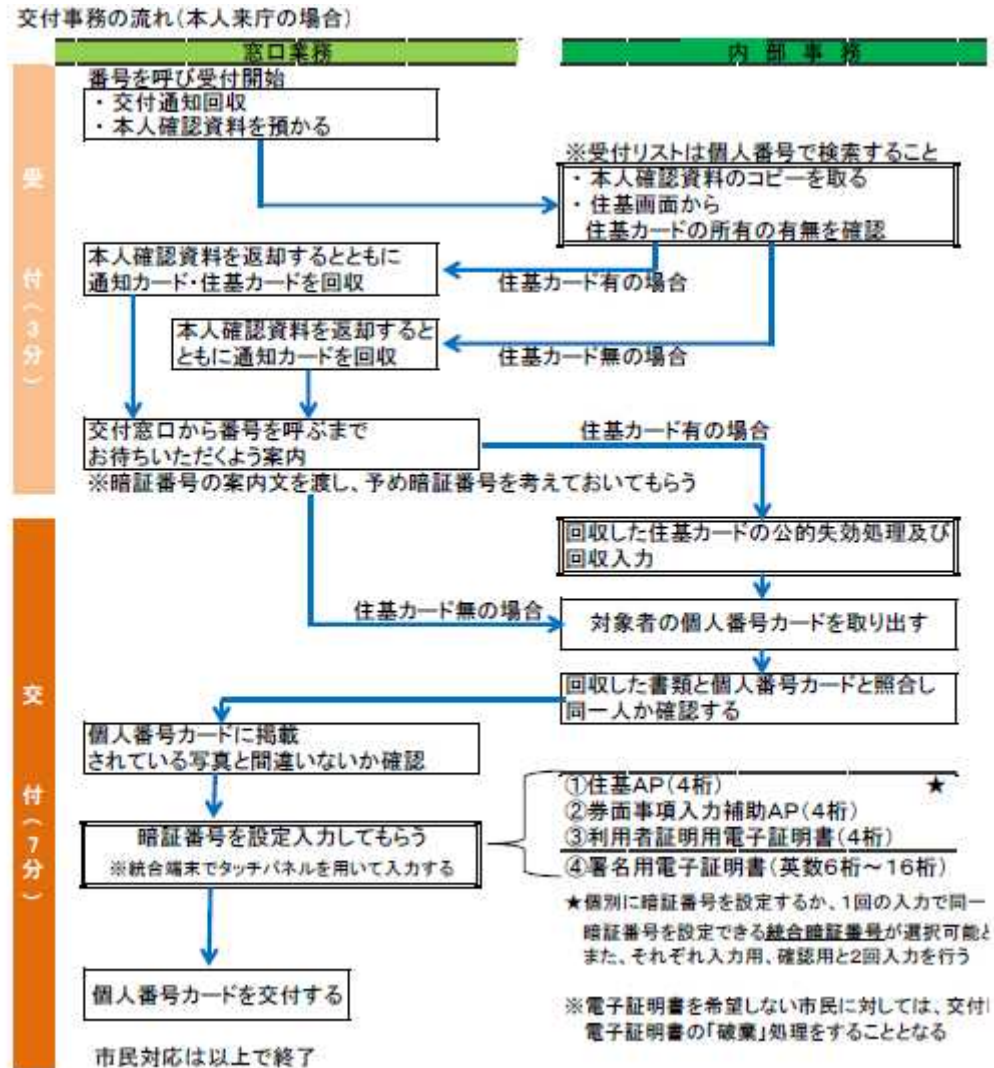
平成27年10月まで ⇨ 9月議会まで

個人番号カードの交付

① カード交付場所の決定と交付体制の検討

個人番号カード交付想定案			
人口	580,000		
住基カード有効枚数	33,047	人口比	5.7 %
交付枚数想定			
想定交付枚数	116,000	人口比	20 %
一斉交付期間内	58,000	人口比	10 %
一斉交付期間	平成28年1月4日から平成28年3月31日まで(土日祝日含む)		86 日
1日当たり平均交付件数	674		
ピーク時1日想定枚数	1,200		
ピーク時必要交付時間	200 時間		10 分/1 人
ピーク時必要窓口数	25 窓口		8 時間/日
交付場所	8 箇所	市民課・行政センター・6支所	
検討事項			
1人あたり交付時間は短縮できないか。(住基カードはかなり時間がかかっている)			
窓口数を削減できないか。(25窓口の確保は困難)			

② 交付方法の検討



③ 交付作業の把握

○カードの交付準備

- ・券面確認(カード表面や交付通知書の印刷にじみや汚れ・破損・印刷ミス等)
- ・カードへの情報の書き込み(団体固有の鍵情報などの書き込み)
- ・交付可能なカードか、カードを交付可能な住民かを確認
- ・カード内データの検証(カードが正常に読み書き可能か、システムでテスト)

○カード交付通知書の発送とカードの仕分け

- ・交付場所ごとにカードの仕分け

○異動者の対応

- ・転出・死亡・遡り異動

○申請書不備対応

- ・申請書不備の問い合わせ対応

○不達対応

- ・不達の問い合わせ対応、再交付等

○コールセンター対応

今後について

平成27年3月

住基システム1次改修完了

個人番号生成要求
個人番号とすべき番号の受領
住民票への仮記載
本人確認情報の更新

平成27年10月

番号付番・通知開始

送付先情報を送信

平成28年1月

個人番号利用開始
個人番号カード交付開始